

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年3月24日（水）定例会閉会后 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）安 田 篤
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 雑賀主事

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 安東議事調査担当主任
先灘調整官

傍聴者

石橋議員 今城議員 岡村議員 門脇議員 戸田議員 矢田貝議員
報道関係者0人 一般0人

協議事件

- 1 令和3年度議会閉会中の委員会開催日程について
- 2 議会運営に関する提案事項について
- 3 その他

~~~~~

## 午後2時15分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、令和3年度議会閉会中の委員会日程についてでございます。資料1を御覧ください。せんだってお示ししておりますが、改めて確認として、こちらの日程で執り行うことで委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 はい、では確認させていただきましたので、そのようにいたします。ここで執行部の皆様は御退席ください。

〔執行部退席〕

○稲田委員長 続きまして、協議事件2、議会運営に関する提案事項についてです。

最初、(1)、委員会におけるインターネット中継についてでございます。こちらは、せんだって委員各位に配付させていただいたとおりですが、これまで委員会におけるインターネット中継についてはライブ中継、まあ生中継ですね。必然的に生中継をすれば録画中継

もセットになります。ライブ中継と録画中継にするのか、それとも録画中継のみにするのか、こちらの意見をこの場で聴取、聞き取りをさせていただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、どうでしょう。又野委員から土光委員の順で岡田委員に上がって、安達委員から最後安田委員という順でよろしいでしょうか。じゃあ、そのようにお願いいたします。

又野委員お願いします。

**○又野委員** 一応、会派でちょっと話はしたんですけども、本来であれば、できる限りはライブ中継が望ましい、してほしいんですけども、いろいろ予算の関係もあると思いますんで、録画中継からでも可能であれば始めていただきたいというのが私の意見です。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、土光委員お願いします。

**○土光委員** 私は録画だけでいいと思います。ライブは必須ではないと。周りの市民でネット中継求めている市民にいろいろ話を聞いてみたところ、基本的には録画中継。必ずしもライブでなくてもいいという、そういう意見だったので。ただ、録画中継の場合、実施されてからある意味で早急に、何日以内か分からないけど、それなりに早急に録画が掲載されるというのが前提での話です、ということです。

**○稲田委員長** 続きまして、奥岩委員。

**○奥岩委員** お二方御意見ありましたが、録画の場合の検討も必要ではないかと思いますので、そちらの検証もしたほうがいいのではないかと考えております。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、岡田委員。

**○岡田委員** 基本的に録画中継ということでもいいと思いますけれども、あとは、導入に当たっていろいろとまだ精査すべき点があれば精査していくということでもいいと思います。

**○稲田委員長** 安達委員お願いします。

**○安達委員** 録画につきましてもライブにつきましても、経費のところが非常に分かりづらい。どこまでどう計算していいか、どんな経費が必要なのかも含めて分かりづらいところがあって、なかなかこの議論が深化するところがなかったですが、希望的なところもあれば録画を導入してもいいのかなあ。ですが、そこも経費が、先ほど言いましたように、きちんと押さえられないと話が前に進まないところがありました。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、国頭委員。

**○国頭委員** 私も録画でいいと思います。なので、そういった方向性で予算等も詰めていただければと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、安田委員。

**○安田委員** 私も録画でいいとは思っておりますけれども、それ以外に、委員会室であるということですので、音響をどうするのかということもあるでしょうし、それから感染防止をどうすればいいとか、あの狭い所でやる場合に、本当に今のままでいいのかどうかというのもしちっと検討していただきたいなど、こう思います。

**○稲田委員長** では、まとめますと、7名の方が、どちらかということであれば録画中継のみだという意味表示をいただいたと、まずは確認させていただきたいと思います。ただ、今後に関しましては、それぞれの委員がそれぞれの考えをお持ちであるということも理解いたしましたので、今後どの時期にこれを議論し始めるかというのはまだ、コロナの影響で委員会室に戻るのか、この議場で引き続き行うのか、等々がまだまだ見定める状況では

ないという認識でありますので、また議論を再開する時期は、引き続き私のほうで判断させていただくことに変わりはありませんが、その際には、インターネット中継は録画中継を前提にしたものとして取り進めたいということで今確認させていただきましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)に移ります。

土光委員。

**○土光委員** 録画を前提でということ、以前、必要な機器とかランニングコストとか、詳細な報告を議会事務局からいただきました。そのときは、録画のみか、ライブもつけるか、いろんなケースを想定して資料を出していただいたと思います。今回改めて、録画のみという前提でこの前の資料をまとめるという形でいいと思いますが、こういった機器が必要か。例えば機器、それから編集、それから、ネットに上げるのにホームページなのかユーチューブなのか。そういったことも含めて録画でというときに、こういった形が想定されるか。で、それに関する費用はどうかというのは、改めて資料でまとめていただきたいと思うのですが、いかがですか。

**○稲田委員長** 以前出しているもので、確認が取れ…、では、こういうふうにしましょう。まず、以前提出いただいている内容で、最近何か動きがありますでしょうか。それとも、以前のままと現状を考えていいでしょうか。事務局で分かれば教えてください。

安東主任。

**○安東議事調査担当主任** 前回協議いただいてから引き続き配信業者等に確認はしているところですが、現在では主な大きな費用の動きとかというところはございませんで、前回提出させていただいた分が最新に近い状態というものでございます。

**○稲田委員長** 土光委員、前回の資料をまず御確認いただくことと、もし必要があれば、また議会事務局にその資料の提出を相談、要請いただけますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** そうすると、録画でということとまとまって、あと当然、経費がどのくらいかかるかということと併せて議論しなければいけないという、そういったことだったと思います。で、この経費に関しては実際、以前、これはライブも想定してということも入っていますが、経費、録画でということ、大体その資料でほぼ分かると思います。大きな変化もないということなので、そういったことを前提で議論を進めていっていただきたいと思いますが…。

**○稲田委員長** 時期については、私のほうでまた考えさせてください。お話されていることは私もそのようにしなければならぬと思いますので、金額の大小のことも出てくるでしょうし、その辺を十分議論させていただきたいと思っております。

**○土光委員** 委員長、いいですか。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、議論する材料はもうそろっていると思いますので、今後その資料を基に議論を進めていっていただきたいと思います。

**○稲田委員長** 時期については私のほうで考えさせてください。

次に移ります。(2)、米子市議会基本条例の検証について、これは資料の2から4を御覧ください。まずは資料2でございます。まず最初、議会基本条例の検証方法の確認事項(案)としておりますが、大きい1として、検証の時期を記しております。こちらは令和3年1

2月までに検証期間を、そこで一つのめどとなりますが終えたいと思いますので、よろしくお願いたします。こちらの時期でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** それ以降、2、検証方法以下は、事務局より説明お願いたします。

森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 私のほうから、資料2、検証方法について、前回の流れを説明させていただきます。

資料2を御覧いただきたいと思います。まず、(1)の検証機関は議会運営委員会でございます。次に、(2)の検証手順でございますが、実績、会派または議員の意見の取りまとめを、議会基本条例の条文ごとに実績をまとめた米子市議会基本条例検証整理表に基づき実施していただきます。この整理表の御説明は後ほどさせていただきますと思います。その後、成果及び課題の抽出評価を行います。評価の手法は、記載のとおりABCの3段階で行うこととし、検証の評価が困難な場合は検証対象外とすることとします。その後、検証結果及び評価の取りまとめ、それから今後の検討課題の抽出を行いまして、資料3につけてますように、米子市議会基本条例検証結果報告書のとおり取りまとめます。この資料3ですが、ちょっと御覧いただけますでしょうか。まず1ページ目ですが、「はじめに」ということで記載されておりまして、2ページ目は検証体制と検証方法、検証の経過が記載されておりまして、3ページ目から9ページ目にかけては条文ごとの評価内容が記載されておりまして、この評価内容につきましては、先ほど手法のほうで説明いたしました、ABCの3段階のランクづけを行いまして、「達成」、「一部達成」、「未達成」というような形で評価を行っております。10ページ目が、評価の項目数を挙げております。それから11ページ目から12ページ目にかけては、付言事項ということで条文も評価したんですが、具体的に今後どういうことをしていくのか、どういった点について努力していくのか、議会として持っていくのかというようなことですね、今後の検討課題についての記載がありまして、最終的に13ページ目で結んでいくというような報告書の方式でございます。また検証後、必要に応じて条文の改正を含めた措置を検討します。以上が前回の検証の流れとなります。

それから条文等を検証した場合の公表の方法につきましては、ホームページ、議会だより、報道機関への情報提供がございまして、公表内容につきましては、実績、成果、課題、検証結果などを報告書にして、報告書の形式で公表を行いましたところでございます。

以上が、前回の検証の流れを簡単に御説明いたしました、この流れで行くのかどうかというのを御確認をさせていただくようお願いたします。以上です。

**○稲田委員長** 説明ありがとうございました。では、委員の皆様にお尋ねいたします。先ほど説明ございました資料2の流れに沿って、このたびも検証を行うということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、そのようにさせていただきます。

続きまして、整理表等の説明を引き続きお願したいと思います。

森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 続きまして、私のほうから、資料4、米子市議会基本条例検証整理表について御説明いたします。

これは、米子市議会基本条例の条文ごとに平成30年7月1日以降の実績を取りまとめ

たものでありまして、その状況に応じて会派または議員の皆様からの御意見を伺い、改正すべき点や、付け加えるという部分もあろうかとは思いますが、この条例自体の検証を行っていく際の基礎になる資料という位置づけで作成いたしました。

内容につきましては、まず1ページ目でございますが、この表の一番左が条、次が項、次が号ということで条文を載せておりまして、実績、それから意見というものになっております。前文、第1条、第2条につきましては、事務局としましては特に実績はないだろうということで横線をしております。次に、はぐっていただきまして2ページ目です。第3条につきましても、事務局では記述できない点がありましたので除いております。第4条につきましては、これは会派のことでございますが、会派の結成状況とか、それから会派または議員から提出された付帯決議とか、それから会派間の調整を行ったとか、そういうことの実績を記載しております。それから第5条につきましては、市民への説明責任を果たしているかということの実績でございますが、第1項につきましては、ホームページ、議会だより、議会だよりでは、陳情案件の賛否の分かれたものについて結論に至った理由や意見を掲載していることを記載しております。それから、全ての本会議でテレビ中継とインターネット中継、また平成30年9月定例会から、3月及び9月定例会の予算決算委員会総括質問のインターネット中継を行っていること、それから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため傍聴制限をした際、これは令和2年5月1日から6月4日までの期間になりますが、議場における常任委員会及び特別委員会のインターネット中継を行ったことを記載しております。次に、3ページ目になります。第2項につきましては、本会議及び委員会のほか全ての会議を原則公開することの実績でございますが、これについては、これまでも本会議、委員会、全員協議会については公開しているということに記載しておりますし、それから傍聴席等については限りがありますが、可能な限り傍聴希望者全てが傍聴できるように配慮しているということ、それから本会議及び委員会の会議録はホームページで公開していることを記載しております。第3項につきましては、公聴会制度または参考人制度を活用して市民の意見を聞いているかということの実績でございます。地方自治法の第100条2の規定、これは学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用ということでございますが、実績はございません。公聴会についても実績はございません。それから参考人制度につきましては、請願者または陳情者を委員会に招致して審査の参考としております。実績は、次の第5条第4項のとおりとなります。また、その他の参考人招致としましては、6ページの第9条の第2項のとおりとなります。次に、4ページ、第5条の2第1項の議会報告会につきましては、平成31年4月の実績を記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止したものではございますが、計画しておりましたものを記載しております。それから第5条2第2項につきましては、議会報告会の開催に関し、必要な事項は議長が定めるとなっておりますが、米子市議会議会報告会開催要綱を制定していることを記載しております。第6条第1号につきましては、代表質問の1回目と議案質疑以外は一問一答方式で実施していることを記載しております。それから第6条第2号につきましては、反問権の実績でございますが、平成30年7月23日と9月11日に、市長が各個質問において反問権を行使した実績を記載しております。次に、5ページ、第7条につきましては、議会は、市長が提案した施策のうち特に必要があると認めるものについて、その水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項、必要とする背景、提案に至るまでの

経緯などについて明らかにするよう求めるという条文でございます。実績としましては、全員協議会での米子市役所庁舎再編ビジョン、米子市都市計画マスタープラン、米子市公共交通ビジョン以下たくさんありますが、これを記載しております。次に、6ページ、第8条につきましては、議会の立法機能、意思決定機能等の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議などを行ったかどうかということの実績でございまして、条例提案、決議、附帯決議があったということの実績を記載しております。第9条第2項につきましては、公聴会制度及び参考人制度の委員会での活用でございますので、先ほどの第5条とダブリがあるかとは思いますが、それ以外の参考人となりますと、行政機関職員等を招致した実績がありますので、それを記載しております。次に、第7ページ、第9条第3項につきましては、委員会における傍聴者に対し、委員と同じ資料を配付しており、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすくするように努めているということを記載しております。次に、第10条の政務活動費でございますが、第2項につきましては、行政視察報告書、収支報告書、領収書などの書類をホームページに記載していることを記載しております。それから第11条の研修でございますが、第1項につきましては新人議員研修会の場や、令和2年2月14日に全議員に対して事務局において基本条例の研修を行った実績を記載しております。それから、第2項、第3項につきましては、研修の強化及び充実ということで、毎年度、鳥取県4市議会議員研修会に参加した実績を記載しております。それから第12条の議会図書館につきましては、図書購入費の予算化の実績を記載しております。次に、第8ページ、第13条の政治倫理でございますが、この部分は議員さんの部分になります。事務局で「努めている」とか、「遵守している」と記載しておりますが、この部分については、また御意見を伺わせたいと思います。第14条の議員の定数につきましては、実績がないということでございますが、平成26年7月1日に26人に減少してから、すぐというのはなかなかないと思います。実績なしという表現、これについてもまた御意見を伺わせたいと思います。第15条につきましては、令和2年4月から再任用職員を1名増員した実績を記載しております。また、今後事務局がどのような形で体制をよりよい方向に持っていけるかという部分かとは思いますが、委員の皆様方の御意見などもここに併せて記載できればというふうに思っておりますので、また御意見を伺わせたいと思います。第16条につきましては、この条例の検証についてということで、現在協議中であるということに記載しております。いずれにいたしましても、この実績については事務局サイドで把握している限りのものを記載しておりますので、議員各位の実績等を御教示いただければと思っております。以上でございます。

**○稲田委員長** 説明ありがとうございました。こちらは、まずはお持ち帰りいただいて、各会派の意見の取りまとめをお願いしたいと思います。その取りまとめいただいたものを4月9日金曜日までに、復唱いたします。4月9日金曜日までに議会事務局宛に、できましたら電子メールでお送りいただきたいと思います。なおですね、今回は各会派から委員の方が出られておりますが、全議員を対象として意見は聴取したいと思いますので、そのことも御了承いただきたいと思います。

岡田委員。

**○岡田委員** 4月9日までですか。このタイムスケジュールって、もう少し取りまとめに時間取られてもいいんじゃないですか。

**○稲田委員長** どういたしましょう。そういたしますと2週間取らせていただいて、14

日の水曜日ではいかがでしょう、開催の1週間ぐらい前になりますが…。

○岡田委員 いや、委員長。

○稲田委員長 岡田委員。

○岡田委員 次回の4月22日のときに、それを基に少し議論をしたいということなんですか。

○稲田委員長 はい、そうです。

○岡田委員 それであれば、もう少し取りまとめのところで時間を取られて、4月22日のところの議論をやめて、その先でもいいんじゃないですか。その12月末までにまとめるといふことであればですね。

○稲田委員長 はい。一応、短めになった経緯だけ、まずお話させてください。たくさん項目が出るであろうと思っております。その項目を整理するのに、多少時間をいただきたいと思いました。逆に、次の開催予定の4月22日の直前にしますと、恐らく、その4月22日の回は羅列したのを見て、どうしましょうかということ、ちょっと後の日程がタイトになるかなあと思ったものですから、早めにその項目の整理をして、こういう形で進めていくというのを、できれば4月22日にお伝えしたかったという旨でございます。期間が早すぎるということであれば、一つの案としては4月14日だったと思いますが、水曜日あたりをめぐりにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

岡田委員。

○岡田委員 例えば、5月の閉会中の委員会をまた新たに開催するとかってということも十分にできると思うんですけど、その4月22日に閉会中の委員会、予定が出ておられますけど、ある程度会派で意見を取りまとめるという作業自体も結構、そこで結構練らないといけないと思うんですけど、22日で一回議論をしなければいけないということもないんじゃないかというふうには思うんですけど、いかがですか。

○稲田委員長 急ぐ必要があるのかということもありますし、ただ、終わりの時期を12月にしているものですから、あまり12月のほうがすごくタイトになることは避けたいという意思がございますが、委員の方がそういう意見でございましたら、次は4月22日の時点は提出されたものを一覧表の作成のみで、その整理する作業はそこで確認を取ってから、5月からというような御意見ですね。ほかの委員の皆様はそちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 はい。くれぐれも、1か月まあ私の想定もちょっと後ろに行くような感じになりますので、また期間が後ほどがタイトになるかもしれませんが、その辺はまた都度都度お願いしながらとなりますが、御理解と御協力のほどお願いいたします。そういたしますと訂正させていただきまして、4月はもうそこから着手したいです、私としては、この項目で。ただ、委員の皆様から出る量がどれぐらいか、今分かりません。たくさんと少ない、何個からたくさんで少ないかは置いときまして、多く出た場合を想定して、もう4月から取りかかりたいというのが私の希望でございます。できればそこに合わせていただきたいですが、委員の皆様がそこで煮詰まったものがなかなか4月の前半は出にくいということであれば、これは待ちますけれども。そういたしますと、4月は開催せずに5月に行うということにしたほうがよろしいですか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほど岡田委員も発言されてたんですけど、まず、今回これ持ち帰りますよね。各会派、あと個人さんで取りまとめられて提出をされて、その後、次の委員会で、そこで協議をするのか、それとも、またいろいろな意見が出てくるかと思うので、それを踏まえた上でもう一度持ち帰りがあるのかっていうので、ちょっとスケジュール感は変わってくると思うんですけど、どういった形で進めていきたいと思いますか。

○**稲田委員長** 私は、少なくとも4月中にはやっぱりこの項目があるというのを皆さんに確認いただいて、こういう形で進めていきますというのはお伝えしたいと思ってます。ですので、やはり厳しいかもしれませんが、4月22日より前の段階で提出していただいて、それをまとめたものをおつくりして、こういう形で進めていきたいということを4月の時点でお伝えしたいです。

岡田委員。

○**岡田委員** 取りまとめたものを4月22日の時点でもう議論に入るわけですか。例えば各会派で意見が分かれているけれども、この条項に関してはどういうふうにやっていきたいと思いますか。そこに入って行くわけですか。それとも一回聴取をして、振り分けするなら振り分けするっていうようなところの取りまとめで、取りまとめたものを一つずつ議論をしていくということですよ。その一つ一つの議論も、4月22日の時点で入りたいということですか、委員長は。

○**稲田委員長** 議論は5月です。4月の時点で、この振り分けでいいかという確認をしたいということです。

岡田委員。

○**岡田委員** その振り分けというのは、各会派の意見がこういうのが出ましたよということを、一覧か何かにして我々に提示していただけるということですよ。

○**稲田委員長** はい。

○**岡田委員** それで、4月22日にその時点で、そこで議論をするわけじゃないんですよ。

○**稲田委員長** はい。

○**岡田委員** それであれば5月22日までのところで、いわゆる取りまとめて5月22日、まあ5月22日か分かりませんが、5月の閉会中の委員会で議論に入れるようにされてもいいんじゃないですか。

○**稲田委員長** そういたしますと、提出期限はちょっと置いておいて、4月は開催せずに、5月で、そこで議論に入れる資料は前もってつくるとのこと。確認というのは、こういう表を作るということは、こちらに預けていただいて、まあ副委員長も相談しながらですけど、そちらをもってスタートをしてもいいというふうに受け取ってよろしいですか。

○**岡田委員** まあ、そう思いますけどもね。

○**稲田委員長** 今、岡田委員から一応了承いただきましたけど、ほかの委員はいかがでしょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 今のやり方でされるのであれば意見集約を各会派でしていただいて、委員長のほうで集約されて、その一覧をまた委員会ではなくて、委員会の委員に配付していただいて、じゃあ5月の委員会のときに協議に入りますよっていう形であれば対応ができるかなとは考えます。

**○稲田委員長** はい。では、一覧表の作成はこちらに預けていただいて、5月から議論を始めるということです。では、提出締め切りを4月末とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

〔「4月末までに」と安達委員〕

**○稲田委員長** はい、事務局に提出をお願いします。では、そのようにいたします。

では、2の(1)、(2)が終了いたしました。(3)ですが、まあ今意見がいろいろ出ましたけど、この議会運営に関する提案事項について、ほか委員の皆様から、今時点で何かありましたらお願いいたします。特になければ…。

国頭委員。

**○国頭委員** 二つ。一つは、この議会基本条例の検証は結局は4年に1回なのか、最終年に向けて、このたび始まったという感じなんですけど、私はもうちょっと早くすればということ、結構、改選後からは言っていたんですけども。それと同時に、議会基本条例と一緒に議員倫理条例がありますよね。前回も一緒に検証をやったんですけど、結構しっかりやったんですけど、倫理条例のほうもこの基本条例が終われば…。前回改選前、もう一回やんなくちゃいけないね、みたいな形で倫理条例も終わっていると思うんですけど。その辺り、ちょっともう一度検証していただきたい。過去の話と、今そのままでいいのかどうかを、また委員長長のほうで検討してもらいたいなあと思います。

もう一つがですね、先般ちょっと、議長、副議長とお話したときに申したんですけど、最近の、議会の中のことなんですけど、議場での一般質問だとか、それから予算総括の質問中だとか、最近、議場内の傍聴の人は注意されますけど、議員さんの私語が多いと。多いので、やはりその辺りは、近年、私ここの右隅にいますけど、真ん中とかこっちのほうからも結構大きな声がするんですね。その辺りもやっぱり議長、副議長、それから委員長等に整理していただきたいという考えがありますので、またその辺も委員長長のほうから、議長、副議長さんたちと御相談いただけたらと思います。これは私だけではないかなあと考えていることなんですけど。そのこと2点、ちょっとお伝えしたいなと思いました。

**○稲田委員長** 倫理条例の検証と、それから議員の議場での私語についてという2点が挙げられましたけど、まあ、これはちょっと考えさせていただいて、また私の一人の考えというわけに、もちろんいきませんので、議長、副議長、あるいは副委員長とも話をさせてもらいながら、また国頭委員からもちょっと別途聞き取りもさせてもらいながらと考えますが、そちらの対応でよろしいでしょうか。

〔「はい、はい、お願いします」と国頭委員〕

**○稲田委員長** ほか、ございますか。よろしければ、次に移ります。

では、協議事件3、その他でございます。次回、議会運営委員会、こちら閉会中の開催ですが、記載は4月22日木曜日午前10時からとしておりますが、今のところ、こちらは見送る公算となろうかと思っておりますので、したがって、正確には1週間前に通知が届くと思っておりますので、大変恐縮ではございますが、最終的にはそちらで確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 5月の分は、閉会中の常任委員会を三つ組んでいると思う

んですが、そのどれかでやらせていただきたいと思いますので…。

**○稲田委員長** 5月はまだ多分3日予備日があると思いますので、そのいずれかで開催するというで一応御予定お願いいたします。

では、3の(2)の最後のその他でございます。

又野委員。

**○又野委員** 前の議会運営委員会の際に、私のほうからちょっと提案させてもらった件なんですけども、討論の制限について、岩崎議長の議会運営委員会でのお話があったことで、また改めて議論の場を設けていただきたいと思いますという提案してはいたんですけども、先日、議員の皆さんにも配付があったと思うんですけども、改めて議長のほうから見解が述べられたというか、皆さんに配付があったと思います。その中で、今回の討論の制限に関する事で、そのときの考え、判断としては狭義であったと、改めて反省し、撤回いたしますというふうに議長のほうからの見解がはっきりと出されましたので、撤回されるということですので、先日私のほうから提案したこの件についての協議のほうは取り下げさせてもらいたいと思いますので、一応お伝えをしておきます。

**○稲田委員長** はい、分かりました。同趣旨で、土光委員、国頭委員も、又野委員と同じ見解でよろしいですか。確認でお尋ねします。

土光委員。

**○土光委員** はい、同意します。

**○稲田委員長** 国頭委員もよろしいですか。

**○国頭委員** 同じです。

**○稲田委員長** では、確認いたしましたので、そちらの件はそのように取り扱いさせていただきますと思います。

以上で、こちらで用意…。

土光委員。

**○土光委員** その他ということで、いいですか。

**○稲田委員長** はい。

**○土光委員** 以前も一度、この議会運営委員会の場で言ったのですが、12月議会での都市経済委員会の陳情の審議に関して意見陳述がありました。その取扱いが運営として、私の考えとしてはちょっと問題があるのではないかというふうに思っていますので、この辺の事実経過を確認して、一度議運で議論をしていただきたいと思いますということを再度お願いします。

経緯としては、当日、陳情の審議のときに意見陳述がされました。そのときに意見陳述者が資料を配付したいということに関して、その資料配付を委員長は認めませんでした。で、その理由、そのときに認めない理由は2点言いました。一つは、期限が過ぎているということ。もう一つは、その資料は本人が作成したものではない、だから認めないというふうな理由を言いました。これは今まで実際にやられていることとか、やられていることに関して、こういった理由、例えば期限のこととか、それから本人がつくった資料以外は配付を認めないとか、そういったことはされていないし、これまでの運営と違った判断をそのときにされていたと思います。この辺のことを、事実経過を含めて一度検証して、問題なら、ここが問題だ、問題ないんだったら、これでいいというのを一度、議運で協議していただきたいと思います。

**○稲田委員長** 土光委員から意見がございました。内容は、今、土光委員がお話をされた件でございますが、この委員会で検証すべきか否かということ、最終的には委員の皆様に向う形で判断したいと思います。私も、その件につきましては12月議会でも一度言及もさせていただいておりますし、都市経済委員会で委員長の判断で行われたことでもありますので、そこには妥当性がある行われたものだと思っております。また、12月それ以降、私のところに都市経済委員会の委員の方からとか、議長、副議長から特段何か確認が必要なことも入っておりませんので、そのような経緯も併せてお伝えしておきたいと思っております。

お一人ずつお尋ね…、まあ要するに、この委員会で検証すべきかどうかということを知りたいと思っておりますが、その前に、何か確認で委員の皆様から聞かれないことはございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** では、先ほどの逆の順で、安田委員からお願いいたします。

安田委員。

**○安田委員** 今回のこの件に関しては、実際に、議会運営委員会で協議する場じゃないと、こういうふうになってます。陳情・請願についてもきちんと期限があって、その前にある面では資料を添えて出すべきだと私は思っておりますので、それ以外の分に関しては委員長の采配の分野だろうと、こう思っておりますので、議運で議論する範疇ではないと、こう思っております。

**○稲田委員長** 国頭委員、お願いします。

**○国頭委員** 12月のときも確か言ったと思うんですけど、私も今年委員長をさせてもらって、今議会の陳情も前日ぐらいに出てきたんですね、最後のやつは。追加の資料等出てきて、まあ加えてもらったんですけど、そういった、ある程度委員長の差配というところもあるのかも知れないんですけど、ただ、委員会で差が出てくるっていうのもどうかなあと思っておりますので、その点はきちとした何かあればですね、この日までがリミットみたいな追加資料も、そういったものも今後あってもいいのかなと思っておりますけどね、意見として。

**○稲田委員長** 確認で、今後のことは分かりましたけれども、そのことを検証として取り扱うか取り扱わないかは、どちらになりますでしょうか。

**○国頭委員** 私は、その辺り話し合ってもいいのではないかなと思っておりますけどね。そういった委員長の差配だけで変わってくる全然違った陳情の扱いというか、追加資料とかも直前まで、じゃあ追加資料は認められないのかということになりますよね。追加資料、締切り以後は取り扱わないのかという話にもなりますので、その辺り、しっかりと決めていくべきかなと思っておりますけれど。

**○稲田委員長** そういたしますと、取り扱うか取り扱わないかという二者択一で私は聞いたんですけど、まあ中立というか、そこは今どちらでもないという答えを用意すれば、そこになりますかね。

**○国頭委員** いや、取り扱うでお願いします。

**○稲田委員長** 続いて、安達委員お願いします。

**○安達委員** すみません。その12月のことを定かにきちんと今は記憶に残してないですし、どう判断すべきかっていうのを求められても、なかなか判断すべきところに行きつかんですが、委員会ごとで正副委員長が判断されたことを重く受け止めたいなあと思っております。

ただ、共通なものっていうように、先ほど私の前のそれぞれの発言があったんですが、共通なもの、3常任委員会が共通として取り扱うべきところは、そこはしっかり守らなきゃいけないんですが、その12月の委員長発言が、やはり自分にとっては今思い起こせばですね、資料提出を前もって守るべき、順守すべきところは守るべきじゃないかと思います。ですからそこを、いや、直前でもいいでしょうとかっていうことにはならないんじゃないかなと思っております。

○**稲田委員長** 岡田委員、お願いします。

○**岡田委員** 私も、資料提出に関しては期限がございますので、それはきちっと守っていただくということで。あと、委員長のやっぱり裁量というのがございますので、委員長のその判断はやっぱり重く受け止めたいなというふうに思います。ただ、12月のこの間の具体的な例だけじゃなくて、例えばその一定の期間、例えば1年なら1年、2年なら2年たった時点で、例えば各委員長によってのその判断が一つの物事に対して多少違った場合にですね、全体としてやっぱこういう考え方でいこうよというようなことの取りまとめみたいなのはあってもいいかも知れませんが、今の時点で議論するっていうことは必要ないというふうに思います。

○**稲田委員長** 続きまして、奥岩委員お願いします。

○**奥岩委員** 今どうするかと言われても、ちょっと迷うんですけど。そもそもが委員長裁量で委員会運営されていると考えておりますので、そちらに対しては委員長の進められたことですので、尊重したいとは考えております。あとは陳情の追加資料ですね、こちらのほう期限が切れているということでしたら、当然難しいものなのではないかなとは考えますし、今後、じゃあ陳情の取扱いがどういうふうなかっていう議論をするのであれば、今後検証をしながらとかでもできるのではないかなとは考えております。この件に限らずに、先ほど岡田委員も言われましたけど、全体的に、議会全体のこととしては検証が必要なところは検証したほうがいいのではないかなと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員は、検証すべきでいいですか。陳述されますか、土光委員。

○**土光委員** いいですか、発言して。まず陳情するときの資料の配付って、配付するためには議会事務局に提出をする必要があります。これは期限は定められていないと思います。基本的に間に合う形で、陳述者が陳述のときにこの資料を配付して欲しいと言えば、基本的に受け入れているはずですよ。例えば3月の今回の民生教育の陳述で、意見陳述者は資料を配付しました。これは前日に議会事務局に持ってきたものです。期限は事実上定められていないのに、期限が過ぎている。そういった架空の理由というのは私はあり得ないと思います。それからもう一つ、本人がつくった資料でないから、こんなのも今まで本人がつくってない資料、いろんな抜粋の資料やってます。それもあり得ない理由です。だから、これは委員長の采配を超えた委員長の恣意的な判断です。これは、議会基本条例で定められている陳情者意見陳述、ある意味でそういった権利を阻害する行為だと思いますので、そこをちゃんと検証してほしいということです。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** この陳情の追加資料の期限とか、誰がつくった追加資料かとかっていうのは、委員会によって変わるのをおかしいと思いますんで、やはり共通にどうしたらいいのかっていうのをどこかで決めるとか、何らかの判断をしたほうがいいと思いますんで、委員長それぞれによって差配するのではなく、やはりある程度議会全体として決めたほうがいい

と思います。それと、陳情の提出者に、提出者の権利といいますか、できるだけ追加資料についても対応できる限りは対応してあげたいと私は思いますんで、ある程度、できる限りの期限の猶予を持たせたほうがいいのではないかと思いますんで、そこら辺、いつまでだったらいいのかとかっていうのも決めておいたほうがいいかと思いますんで、検討していただきたいと思います。

○**稲田委員長** 検証すべきであるということと…、  
〔「検証していただきたいです。」と又野委員〕

○**稲田委員長** 将来に向かってまだほかにも決めたほうがいいではないかという、主に2点ですね。

○**又野委員** はい。

○**稲田委員長** お一人ずつ伺いました。検証すべきという向きの発言をされた方がお三方。そうではないという向きの発言をされた方が4名いらっしゃいましたので、私としてはこれは検証すべきではない事項として判断いたしますので、そのようにいたします。

以上で、用意したものは終わりでございます。委員の皆様から、ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長でございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** では、議会運営委員会を閉会いたします。

**午後3時06分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清